

申告が必要な方は、期限までに申告をお願いします

確定申告・住民税申告のご案内

令和7年分の申告期間

令和8年2月16日(月)～3月16日(月)

確定申告

所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得の金額と、それに対する所得税を計算し、その内容を自発的に申告する制度です。確定申告をすることで、それまでに納めていた税金と、納めるべき所得税との過不足が精算されます。

確定申告をしなければならない方が申告をしなかったり、誤った申告をしたりすると、あとで不足の税金を納めるだけでなく、場合によっては加算税や延滞税が課せられます。

確定申告書は、提出時の納税地を所轄する税務署（湯沢町は小千谷税務署）に提出することになっています。申告書や説明資料などは小千谷税務署のほか役場税務課にも用意があります。

所得税の確定申告は国税庁がインターネット上で提供している申告サイト「確定申告書等作成コーナー」にてご自身で申告が可能です！

詳しくは、9ページをご覧ください。

住民税申告

令和8年1月1日現在、湯沢町に住民登録がある方は、原則、住民税申告（個人住民税・町・県民税）の申告）が必要です。申告の必要がある方は、役場の申告相談会場にて申告、もしくはご自宅で作成して提出することができます。申告書は役場の窓口もしくは町ウェブサイトにて取得可能です。

申告の内容は、翌年度の個人住民税や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の課税などの資料となります。住民税申告がないと、収入がなくても国民健康保険税などの軽減を受けることや所得（課税）証明書の発行ができませんので、申告をお願いいたします。

ただし、令和7年分の所得税の確定申告書を提出した方、また、令和7年中の所得が給与のみで年末調整済みの方などは、住民税申告の必要はありません。詳しくは11ページの「確定申告・住民税申告の申告判定表」を参照してください。

町の申告会場で相談に応じることができない確定申告

以下の申告等については、原則、町の申告相談会場では相談に応じられません。小千谷税務署か税理士（有料）にご相談ください。作成済みの確定申告書であれば町でお預かりし税務署に送致します。

- ・青色申告（1表・2表の作成、申告内容のチェック、決算書の書き方）

ご注意ください

町の相談会場では、青色申告書の作成や申告内容のチェック等は行いません。青色申告は、青色申告特別控除（最高65万円）の適用や青色事業専従者給与を必要経費に算入できるなど、白色申告の方よりも優遇されています。ご自身で作成するか税務署や税理士等にご相談いただき申告してください。

- ・令和6年分以前の過去の申告
- ・株式・土地・建物等の譲渡所得の申告（公共事業で町や県に売却した場合のみ受付可）
- ・過去の株式の譲渡損失を繰り越す申告
- ・配当所得の申告
- ・特定口座の配当所得において個々の取引の明細がない場合
- ・住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の1年目の申告
- ・先物取引や暗号資産などの申告
- ・雑損控除を含む申告
- ・その他、税務署での申告が望ましいもの

令和7年分申告における主な改正点について

- ①配偶者控除および扶養控除の合計所得要件が48万円以下から58万円以下に変更。
- ②特定親族特別控除の新設（特定親族の合計所得金額が58万円超～123万円以下（給与収入のみで123万円超～188万円以下）。所得段階に応じて控除額が設定。）
- ③ひとり親控除の合計所得要件が48万円以下から58万円以下に変更。